

令和8年2月5日宣告

令和7年（わ）第584号 業務上失火被告事件

判 決

主 文

被告人を禁錮2年に処する。

この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、北九州市 a 区 b 町 c 丁目 d 番 e 号の木造瓦葺3階建建物で飲食店「A」を経営し、火気を使用して調理等を行う業務に従事していたものであるが、令和6年1月3日午後2時40分頃、同店1階厨房において、使用済みの食用油を処理するため、食用油が入った鍋に油凝固剤を入れてガスコンロの火で加熱するに当たり、これを放置すれば食用油の温度が上昇して発火し、周囲の壁等に燃え移って火災が発生するおそれがあったのであるから、その場を離れずに食用油の状態を注視しながらガスコンロの火を調節し、火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、鍋に入れた食用油をガスコンロの火で加熱していることを失念し、ガスコンロの火を消すことなく、鍋に入れた食用油をガスコンロの火で加熱し続けたまま放置して同所を離れた過失により、同日午後3時頃、鍋に入れた食用油を発火させて燃え上がらせた上、その火を同店の壁等に燃え移らせ、さらに、その火を同建物に隣接する建物等に順次燃え移らせ、よって、現に人が住居に使用する建物及び他人の所有に係る現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物である建物合計33棟をそれぞれ全焼又は一部焼損（焼損床面積合計約2730平方メートル）させた。

（法令の適用）

罰条

包括して令和4年法律第68号441条1項により同年法律

第67号2条による改正前の刑法117条の2前段（116条1項、108条、109条1項）

刑種の選択 禁錮刑を選択

刑の執行猶予 刑法25条1項

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

（量刑の理由）

本件は、飲食店を経営する被告人が、店内において、使用済みの食用油を処理するために、これに油凝固剤を入れて鍋を加熱していたところ、火を消すことを失念して外出したため、食用油を発火させ、同店及び隣接建物合計33棟（現住建造物1棟、非現住建造物32棟）を焼損させた事案である。

本件火災によって、周囲の店舗が軒並み焼損して多数人の生命、身体、財産に対する危険を発生させたほか、被害に遭った多数の店舗が廃業又は移転を余儀なくされるなどしており、生じた被害結果は甚大である。点火した食用油を放置してその場を離れる行為は、業として火気を取り扱う者の基本的な注意義務に違反するものである上、本件店舗の周囲には建物が密集しており、火気の取扱いには一層の注意が求められていたというべきであるから、過失の程度は重い。洗い物の処理や近隣の店舗への年始の挨拶等の自身の都合に意識を向けた結果、ガスコンロの火を消すことを失念して外出したという経緯に酌むべき点はない。

以上によれば、被告人の刑事責任を軽視することはできない。その一方で、前科がなく、事実を認めて謝罪の弁を述べていること、被告人自身も本件を機に廃業を余儀なくされたことなど、酌むべき事情も認められ、これらも考慮した上、刑の執行を猶予するのが相当である。

（求刑 禁錮2年）

令和8年2月5日

福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部

裁判長裁判官 三 芳 純 平

裁判官 安 藤 諒

裁判官 大 野 志 明